

福岡労発基 0821 第2号
令和6年8月21日

福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷 浩介 殿

福岡労働局長
小野 寺 徳

福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第2号）
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第6号）
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）
- 4 福岡県百貨店・総合スーパー最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第5号）
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成20年福岡労働局最低賃金公示第3号）